

中小企業会計の普及と活用

—中小企業経営基盤強化の戦略モデル—

河 崎 照 行

I プロローグ

2012年2月に、中小企業の会計に関する検討会から「中小企業の会計に関する基本要領」（以下では、「中小会計要領」という。）が公表された（中小企業の会計に関する検討会 2012）¹⁾。この「中小会計要領」は、中小企業の身の丈に合った「会計ルール」とされ、2005年8月に公表された「中小企業の会計に関する指針」（以下では、「中小指針」という。）（武田 2006）とともに、会社法上、中小企業における「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」の1つとされる。現在、わが国では、この「中小会計要領」を中小企業会計基準として根付かせるために、中小企業経営基盤強化のための「3本の矢」²⁾ともいふべき戦略的取組みが展開されている。具体的には、第1の矢が、2012年6月に成立した「中小企業経営力強化支援法」³⁾であり、第

1) 「中小会計要領」の解説については、次の文献が詳しい。河崎・万代 2012；中島 2012；品川 2013。

2) 周知のように、安倍政権は、「デフレからの脱却」と「富の拡大」を目指して、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の3つの経済政策を掲げ、これをアベノミクス「3本の矢」と称している。

3) 本法律の正式名称は、「中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律」であり、その目的は、中小企業の経営力の強化を図るため、①中小企業の支援事業を行う者を認定し、その活動を後押しするための措置、および②中小企業の海外展開を促進するため、中小企業の海外子会社の資金調達を円滑化するための措置を講ずることにある（内閣府 2012）。中小企業会計の普及・活用と関連するのは上記①の措置である。

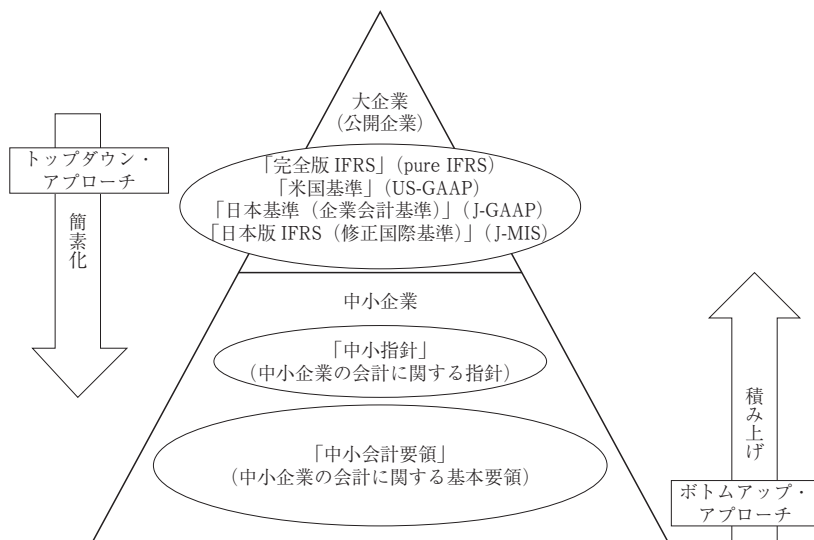
2の矢が、2013年12月に公表された「経営者保証に関するガイドライン」である。そして、第3の矢が、文部科学省が2012年12月から取り組んでいる「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進事業」（以下では、「中核的専門人材養成事業」という。）である。これら3つの取組みは、「会計」を中小企業支援の中核に位置づけ、「中小会計要領」を積極的に活用することにより、中小企業の経営基盤強化を図ろうとするものである。

本稿では、これら3つの取組みを概説することによって、わが国における中小企業会計の普及と活用の戦略を展望してみたい。

II 会計制度の二分化と中小企業会計

今日、わが国の会計制度は、二分化の時代を迎えている。そのことを図示したのが「図1」である。この図では、次のことが示されている（河崎2012b, 2-5頁；河崎2014, 2-4頁）。

図1 わが国の会計制度の二分化



- (1) わが国の会計制度は、「大企業（公開企業）の会計制度」と「中小企業の会計制度」とに二分化される傾向にある。このような二分化の基礎にあるのが、大企業と中小企業の企業属性の相違である。企業属性が異なれば、そこで営まれる会計行為（会計慣行）も異なり、会計慣行が異なれば会計制度（会計基準）も異なるとする認識が中小企業会計の制度的基盤を形作っている（平松ほか 2010, 16-23頁；Kawasaki and Sakamoto 2014, pp. 26-27）。
- (2) 大企業（公開企業）の会計制度には、現在、「完全版 IFRS」（pure IFRS）、「米国基準」（US-GAAP）、「日本基準（企業会計基準）」（J-GAAP）および「日本版 IFRS（修正国際基準）」（J-MIS）の適用が可能である⁴⁾。大多数の大企業（公開企業）の連結財務諸表・単体財務諸表は、企業会計基準委員会が公表する「日本基準（企業会計基準）」（J-GAAP）に従って作成されるものの、連結財務諸表については「完全版 IFRS」（pure IFRS）、「米国基準」（US-GAAP）、「修正国際基準」（J-MIS）の適用が認められている。このように、わが国では、大企業（公開企業）の会計制度において、会社法上の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」は、4つの会計基準が併存している。
- (3) 他方、中小企業には、「中小指針」または「中小会計要領」の適用が可能である。「中小指針」は、2005年6月に、日本公認会計士協会・日本税理士会連合会・日本商工会議所・企業会計基準委員会の4団体によって公表された。しかし、「中小指針」の普及状況の低さ、また、中小企業に対する IFRS の影響といった問題意識から、「中小会計要領」が、2012年2月に、中小企業の会計に関する検討会によって公表された。中

4) 2013年6月に、企業会計審議会から「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（企業会計審議会 2013）が公表され、①「日本基準（企業会計基準）」（J-GAAP）、②「完全版 IFRS」（pure IFRS）、③「米国基準」（US-GAAP）に加えて、④「日本版 IFRS」（エンドースメントされた IFRS）の策定が表明された。これを受けて、2015年6月に、企業会計基準委員会（ASBJ）が「修正国際基準」（J-MIS）を公表した（企業会計基準委員会 2015）。

小企業にとって、「中小指針」と「中小会計要領」は、ともに会社法上の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」であることから、中小企業の会計制度においては、「中小指針」と「中小会計要領」の2つの会計基準が併存していることになる。

- (4) 中小企業会計（会計基準）の形成方法については、「トップダウン・アプローチ」と「ボトムアップ・アプローチ」の2つがある（河崎 2006, 38-39頁）。「トップダウン・アプローチ」とは、大企業会計基準から出発し、その簡素化によって中小企業会計基準を形成するアプローチをいう。これに対し、「ボトムアップ・アプローチ」とは、中小企業の属性の検討から出発し、中小企業に固有の会計基準を形成するアプローチをいう。「トップダウン・アプローチ」を指向しているのが「中小指針」であるのに対し、「ボトムアップ・アプローチ」を指向しているのが「中小会計要領」であり、両会計基準はその形成方法が異なる。

このように、わが国の会計制度は、中小企業会計（中小企業会計基準）を独立の会計制度（会計基準）として捉えることにより、会計制度の二分化が進行している。このような会計制度の二分化の認識が、中小企業会計の制度的定着化の議論の基底にあるとあってよい。

なお、このような会計制度の二分化は世界的な潮流であり、各国でも、中小企業会計（中小企業会計基準）の制度化の議論が活発化している⁵⁾。

Ⅲ 中小企業経営基盤強化の「3本の矢」

現在、わが国では、中小企業会計の普及と活用のために、3つの戦略的取組みが行われている。これらの取組みは、中小企業の経営基盤強化のために、「中小会計要領」を積極的に活用しようとする取組みであることから、アベ

5) その主要な課題は、IASBが2009年に公表した「中小企業版 IFRS」(IFRS for SMEs)の国内化問題である。この議論の動向については、次の文献を参照されたい。IASB 2009; Mackenzie 2011 (河崎 2011); 国際会計研究学会・研究グループ 2011; 河崎 2012a, 50-55頁; 河崎 2013; 河崎 2015。

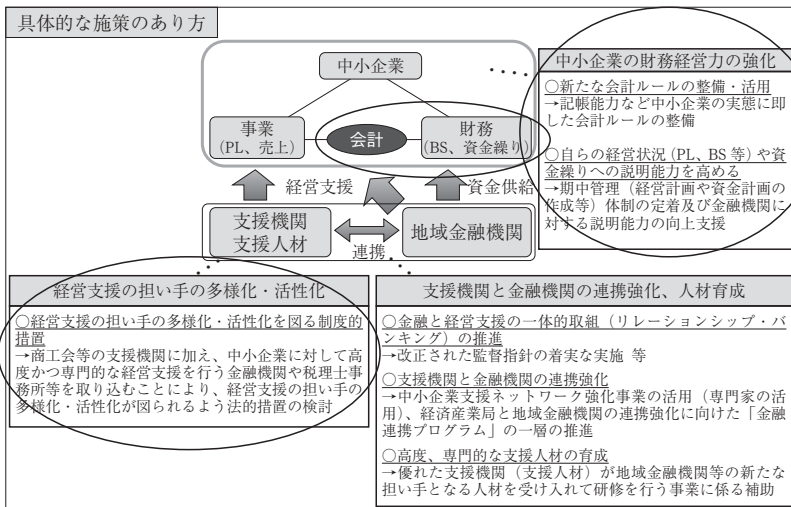
ノミックスの「3本の矢」になぞらえて、中小企業経営基盤強化の「3本の矢」と称することができる。具体的には、次の3つの取組みがこれである。

- ① 「中小企業経営力強化支援法」(中小企業庁(経済産業省))
- ② 「経営者保証に関するガイドライン」(金融庁(財務省))
- ③ 「成長分野等における中核的専門人材養成事業」(文部科学省)

1 第1の矢：「中小企業経営力強化支援法」

中小企業経営基盤強化の第1の矢が、2012年6月に成立した「中小企業経営力強化支援法」である。これは、中小企業の財務経営力の強化を支援する目的で制定された法律であり、その骨格を形作っているのが、2012年3月に公表された中小企業庁・中小企業政策審議会企業力強化部会「中間とりまとめーグローバル競争下における今後の中小企業政策のあり方ー」である(中小企業庁 2011b; 坂本 2012, 237-243頁; Kawasaki and Sakamoto 2014, pp. 60-74)。そこで提示された中小企業政策の「具体的な施策のあり方」を要

図2 中小企業経営力強化支援法の具体的な施策の構図



(出典) 中小企業庁 2011b, 配布資料(資料5)。

点的に示したのが「図2」である。この図では、次のことが示されている。

- (1) 「中小企業に対する経営支援」と「中小企業金融の円滑化」を実現するための中核となるのが「中小企業の財務経営力の強化」である。
- (2) 「中小企業の財務経営力の強化」にあたっては、(ア)新たな「会計ルール」の整備・活用と(イ)中小企業経営者が自らの経営状況（PL、BS等）や資金繰りへの説明能力を高める必要がある（「図2」上段右の丸囲みの部分を参照）。
- (3) 上記(2)(ア)の新たな「会計ルール」（記帳能力など中小企業の実態に即した会計ルール）がまさに「中小会計要領」である。
- (4) 中小企業経営者は、会計専門職（税理士等）の支援を受けながら（「図2」下段左の丸囲みの部分を参照）、「中小会計要領」の活用により、上記(2)(イ)の期中管理（経営計画や資金計画の作成等）体制を自社に定着させ、金融機関に対する説明能力を高めることが求められる。

このように、「中小企業経営力強化支援法」では、「中小会計要領」を中核とした中小企業の財務経営力強化の取組みが、認定支援機関等（税理士等）を中心として積極的に展開されることが期待されている。

2 第2の矢：「経営者保証に関するガイドライン」

中小企業経営基盤強化の第2の矢が、2013年12月に、経営者保証に関するガイドライン研究会が公表した「経営者保証に関するガイドライン」である（経営者保証に関するガイドライン研究会 2013a）。中小企業経営者による個人保証（経営者保証）は、経営への規律付けや資金調達の円滑化に寄与する反面、経営者による思い切った事業展開や保証後に生起する経営困難からの事業再生を阻害する要因となるなど、さまざまな課題も存在している。そのため、従来から、中小企業が経営者保証に依存しない融資の一層の促進を図ることが期待されていた。このような認識を踏まえ、経営者保証に依存しない融資を求めるための自主的・自律的な準則を定めたものが「経営者保証に関するガイドライン」である。

本ガイドラインでは、「経営者が個人保証契約を締結せずに融資を受けるためには、金融機関が法人のみの事業・資産を見て、融資判断ができることが必要である。」とし、経営者が個人保証契約を締結せずに融資を受けるための具体的な要件等について、次の点をあげている（中小企業庁 2013；経営者保証に関するガイドライン研究会 2013a, pp. 4-6；経営者保証に関するガイドライン研究会 2013b）。

- (1) 法人と経営者が明確に区分・分離されていること
 - ① 本社、工場等の事業用資産は法人所有であること
 - ② 経営者に対する不要な貸付はなく、個人的な消費は法人の経費として処理していないこと
 - ③ 取締役会の適切な牽制機能の発揮等による社内管理体制が整備されていること
 - ④ 「中小企業会計基準」等に拠った信頼性のある計算書類が作成されること
- (2) 財務基盤が強化されていること
 - ① 法人の資産・収益で借入の返済が可能であること（十分なキャッシュ・フローの確保）
 - ② 借入金全額の返済が可能な内部留保の蓄積があること
- (3) 適時適切な情報開示等によって経営の透明性が確保されていること
- (4) 上記(1)～(3)について、会計専門職（公認会計士、税理士）等の外部専門家による検証が実施され、内部・外部のガバナンスが強化されていること

これらの要件については、特に、上記(1)④、(3)および(4)の要件に注目されたい。上記(1)④の「中小企業会計基準」とは、具体的には、「中小指針」や「中小会計要領」を指し、これらの中小企業会計基準に準拠した計算書類の作成が経営者保証に依存しない融資の基盤をなしている。また、「適時適切な情報開示による経営の透明性」（上記(3)）や「会計専門職によるガバナンスの強化」（上記(4)）といった中小企業の「会計」的側面が、経営者保証に

依存しない中小企業金融の重要な要件であるとされている。

3 第3の矢：「中核的専門人材養成事業」

中小企業経営基盤強化の第3の矢が、2012年12月から文部科学省が取り組んでいる「専門分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進事業」⁶⁾である。当該事業の社会的・経済的背景として、次の点が認識されている（文部科学省 2011；文部科学省 2012）。

- (1) 産業や社会構造の変化、グローバル化等が進む中で、わが国の経済社会の一層の発展を期すためには、経済発展の先導役となる産業分野等への人材移動を円滑に進めるとともに、それらの人材が有する専門技術を高めていくことが必要不可欠であること
- (2) 少子高齢化に伴う労働力人口の減少、地域社会経済の衰退、平均所得の低下、若年者の非正規雇用層の増大など、さまざまな雇用問題や将来の不安が生じている中で、持続可能な経済社会を実現するためには、成長分野における付加価値を付けた雇用の創出、社会の幅広い人々が新たに必要となる知識・技術・技能の修得機会の充実など、教育環境の整備が一層重要となること

このような認識を踏まえ、文部科学省の「中核的専門人材養成事業」の基本的考え方を要点的に示したのが「図3」である。この図では、次の3つの基本的考え方が示されている（文部科学省 2012,「参考資料3」）。

- ① 「学び」と「職」を両立し自らの職業能力向上を目指す社会の実現
- ② 社会人がアクセスしやすい学習環境の整備
- ③ 産業界と教育界の対話と協働による学習システムの構築

- (1) 第1の「『学び』と『職』を両立し自らの職業能力向上を目指す社会の実現」とは、産業界・職能団体等と多様な教育機関との連携を図りつ

6) この事業でいう専門分野等とは、環境・エネルギー、食・農林水産、医療・福祉・健康、クリエイティブ、観光、IT、社会基盤、工業、経営基盤強化、グローバル、高等専修学校の分野をいう。そのうち、「経営基盤強化」分野における「経理財務専門人材の養成プロジェクト」の中心課題が中小企業会計である（文部科学省 2012）。

図3 成長分野等における中核的専門人材養成事業の概要

成長分野等における中核的専門人材養成の基本的考え方	
(1)	「学び」と「職」を両立し自らの職業能力向上を目指す社会の実現 ☆ 日本の産業界・職能団体等と多様な教育機関との連携を図りつつ、個々人が、自らの希望する職業生活に必要な知識・技術・技能を生涯にわたって継続して修得し、その成果が適正に評価され、職業能力向上を目指すことができる社会の実現 → 「学校」と「職場」間の円滑な選択・移動が可能となる学習システムの構築
(2)	社会人がアクセスしやすい学習環境の整備 ① 産業の高度化やグローバル化に伴い、新たに必要となる知識・技術・技能を修得する機会の提供 ② 非正規労働者・離職者等の新たな職業能力や技術を修得する機会や中退者等の学び直し機会の提供 → 社会人等がアクセスしやすいシステムの構築
(3)	産業界と教育界の対話と協働による学習システムの構築 ☆ 産業界と教育界との対話を通じ、必要な中核的専門人材養成のための目標設定と共有を図り、新たに必要技術等を取得するためのモデル・カリキュラム基準づくり等の協働作業を行うことによって、実質的な相互の理解、双方の活性化につなげる。



産業構造の変化やグローバル化に対応した実践的・専門的な人材養成

中小企業分野の新たな資格制度	中小企業における会計専門人材の資格（例えば、企業会計コーディネーター）
目的	① 中小規模組織内部における経理財務の責任者として、専門的な知識等を基礎に組織のマネジメントおよび外部関係者との折衝を行う人材の養成 ② 「中小企業会計基準（『中小会計要領』）」の知識を必須条件とし、各種の経営指標の分析能力を有し（財務分析）、中小規模組織の経理財務実務の特性に即した実務知識を有する人材の養成

つ、個々人が、自らの希望する職業生活に必要な知識・技術・技能を生涯にわたって継続して修得し、その成果が適正に評価され、職業能力向上を目指すことができる社会の実現をいう。そのためには、「学校」と「職場」間の円滑な選択・移動が可能となる学習システムの構築が必要とされる。

(2) 第2の「社会人がアクセスしやすい学習環境の整備」とは、「学校」と「職場」間の円滑な選択・移動が可能となる学習システムの構築をいい、具体的には、次のような機会を提供できる教育システムの構築をいう。

- ① 産業の高度化やグローバル化に伴い、新たに必要となる知識・技術・技能を修得する機会の提供

- ② 非正規労働者・離職者等の新たな職業能力や技術を修得する機会や学び直し機会の提供

(3) 第3の「産業界と教育界の対話と協働による学習システムの構築」とは、産業界と教育界との対話を通じて、必要な中核的専門人材養成のための目標設定と共有を図り、新たに必要な技術等を取得するためのモデル・カリキュラム基準づくり等の協働作業を行うことによって、実質的な相互の理解、双方の活性化につなげることをいう。

上記の基本的考え方に基づき、現在、中小企業における「経理財務の中核的専門人材養成事業」として、「中小会計要領」の知識を備えた経理財務の専門人材に対して、新たな資格（例えば、「企業会計コーディネーター」）を付与する取組みが検討されている（全国経理教育協会 2014）。当該資格制度は、次のような人材養成を目的としている。

- ① 中小規模組織内部における経理財務の責任者として、専門的な知識等を基礎に組織のマネジメントおよび外部関係者との折衝を行う人材の養成
- ② 「中小企業会計基準（「中小会計要領」）」の知識を必須条件とし、各種の経営指標の分析能力を有し（財務分析）、中小規模組織の経理財務実務の特性に即した実務知識を有する人材の養成

Ⅳ 中小企業会計の普及・活用の戦略モデル

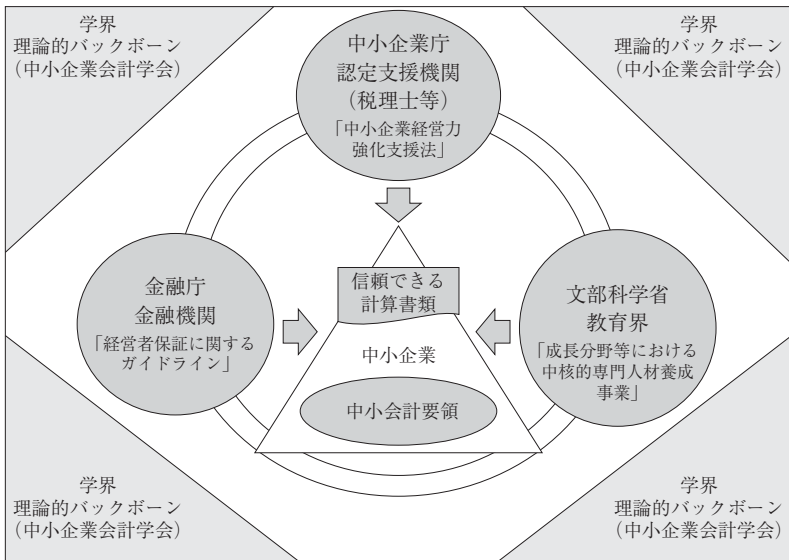
中小企業会計の普及と活用は、中小企業関係者が総力でそれに取り組む必要がある。その場合、中小企業会計の普及・活用で重要な役割を担っているのが、次の機関や団体等である（河崎・万代 2012, 207-218頁；河崎 2012b, 7-9頁）。

- ① 行政機関：経済産業省（中小企業庁）、財務省（金融庁）、文部科学省など
- ② 経済界：中小企業団体、金融機関など
- ③ 会計専門職：税理士、公認会計士

④ 教育界（学界）：会計研究者、会計教育者

中小企業会計の普及・活用にあたっては、これら中小企業関係者が一丸となった協力体制を構築する必要がある。第Ⅲ節で概説した中小企業経営基盤強化の「3本の矢」の取組みを踏まえ、そのことを具体的に図示したのが「図4」である。この図は中小企業会計の普及・活用の戦略モデルともいえるものであり、次のことが示されている。

図4 中小企業会計の普及・活用の戦略モデル



- (1) 中小企業会計の社会的・経済的な意義は、「会計」に対する中小企業経営者の意識改革にある。中小企業経営者に、記帳の重要性を認識させ、計算書類が中小企業の経営にとっていかに重要な役割を担っているかを理解させることである。会計に対する中小企業経営者の認識はかなり低いのが現状である⁷⁾。会計は税務だけにあるのではなく、自らの経営に

7) 「中小指針」の現状に関する実態調査（中小企業庁 2011a）では、「計算書類の作成にあたり中小指針に準拠しているか」という質問に対して、「税理士等に一任している

役立てることにあることを中小企業経営者にしっかり意識させることが重要であり、その手段が「中小会計要領」の普及・活用に他ならない。

- (2) 中小企業会計の普及・活用を法制度として推進するのが、「中小企業経営力強化支援法」である。この法律は、金融機関と会計専門職（税理士等）が中小企業の経営支援の担い手となり、中小企業経営者が、「中小会計要領」に準拠して計算書類を作成し、中小企業の経営状況を自ら説明できるように支援することを要請している。
- (3) 中小企業会計の普及・活用を融資等の実質的な形で支援するのが、中小企業の計算書類の主要な利用者である「金融機関」である。従来、中小企業金融は個人保証（人や物を担保とした融資）が一般的であった。しかし、「経営者保証に関するガイドライン」は、「中小会計要領」等に準拠して作成された計算書類を信頼するという新たな融資のガイドラインであり、金融庁（財務省）の支援のもとで、その普及・活用を一層促進させる必要がある。
- (4) 中小企業会計が実務面で効果を発揮するには、中小企業における専門人材の養成が不可欠である。そのための取組みが文部科学省の支援によって行われている。文部科学省では、「中核的専門人材養成事業」の1つとして、中小企業における経理財務の中核的専門人材の育成に取り組んでおり、現在、「中小企業会計（中小会計要領）」の知識を備えた新たな資格制度の創設が検討されている。
- (5) 中小企業会計の研究・教育に対して、その理論的バックボーンを提供するのが学界である。わが国では、2013年2月に、世界で最初の中小企業会計学会が設立された。本学会の設立趣旨は、「中小企業をめぐる諸問題を理論・制度・実務の諸側面から、研究者と実務者の広範な意見交換を通して、わが国および諸外国の会計理論と会計実務の発展に資するとともに、会員相互の交流を深めること」（中小企業会計学会 2012）に

のでわからない」という回答が43.2%であった。

あるとされ、アカデミズムとプラグマティズの「知の融合」により、わが国および諸外国の中小企業の成長・発展に資することが期待されている。

V エピローグ

中小企業会計がその質を高めるためには、その普及・活用が不可欠であることはいうまでもない。そのためには、中小企業関係者（行政機関、中小企業団体、金融機関、会計専門職、教育機関など）の「総力」を結集し、中小企業への指導・教育・普及等に努める必要がある。本稿で紹介した「3本の矢（3つの戦略的取組み）」が「中小企業の経営基盤強化」という的（ま）を見事に射抜くことができるかどうかは、ひとえに中小企業関係者の熱意と努力にかかっている。

このような戦略的取組みを通して、わが国の「中小会計要領」が日本のジェネラル・スタンダードのみならず、世界のグローバル・スタンダードとなることを期待したい。

（筆者は甲南大学大学院社会科学部研究科教授）

引用文献

- IASB (2009), *IFRS for SMEs*, International Accounting Standards Board.
- Kawasaki, Teruyuki and Sakamoto, Takashi (2014), *The General Accounting Standard for Small- and Medium- Sized Entities in Japan*, Wiley.
- Mackenzie, Bruce (2011), et.al., *Applying IFRS for SMEs*, John Wiley & Sons, Inc.. (ブルース・マッケンジー他、河崎照行 (2011) 監訳『シンプル IFRS』中央経済社)
- 河崎照行 (2006)「第3章 わが国の中小会社会計指針の特徴」(武田隆二 (2006) 編著『中小会社の会計指針』中央経済社), 33-39頁.
- (2012a)「SME基準と諸外国における小規模会社の会計ルール」『税研』第28巻第1号, 50-55頁.
- (2012b)「『中小企業の会計』の制度的定着化」『会計』第182巻第5号, 1-13頁.
- ・万代勝信 (2012) 編著『詳解 中小会社の基本要領』中央経済社.
- (2013)「米国における中小企業会計の新たな動向」『税経通信』第68巻第10号, 17-23頁.
- (2014)「会計制度の二分化と会計基準の複線化」『会計』第186巻第5号, 1-13

頁.

- (2015) 編著『中小企業の会計制度—日本・欧米・アジア・オセアニアの分析』中央経済社.
- 企業会計基準委員会 (2015) 「修正国際基準 (国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」財務会計基準機構.
- 企業会計審議会 (2013) 「国際会計基準 (IFRS) への対応のあり方に関する当面の方針」金融庁.
- 経営者保証に関するガイドライン研究会 (2013a) 「経営者保証に関するガイドライン」日本商工会議所・全国銀行協会 (<http://www.zenginkyo.or.jp/news/2013/12/05140000.html>).
- 経営者保証に関するガイドライン研究会 (2013b) 「経営者保証に関するガイドライン Q&A」日本商工会議所・全国銀行協会 (http://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news251205_2.pdf).
- 国際会計研究学会・研究グループ (2011) (委員長:河崎照行)『各国の中小企業版 IFRS の導入実態と課題<最終報告>』国際会計研究学会, 2011年9月.
- 坂本孝司 (2012) 『ドイツにおける中小企業金融と税理士の役割』中央経済社.
- 品川芳宣 (2013) 『中小企業の会計と税務: 中小会計要領の制定の背景と運用方法』大蔵財務協会.
- 全国経理教育協会 (2014) 「経理財務専門人材の養成プロジェクト・事業報告書」全国経理教育協会 (<http://www.zenkei.or.jp/monka-houkoku.php>).
- 武田隆二 (2006) 編著『中小会社の会計指針』中央経済社.
- 中小企業会計学会 (2012) 「設立の趣旨」(<http://www.jaasme.org/>).
- 中小企業庁 (2011a) 「平成22年度中小企業の会計に関する実態調査事業 集計・分析結果」【報告書】(<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/>).
- 中小企業庁 (2011b) 「中小企業政策審議会企業力強化部会・中間取りまとめ案【参考データ集】」(http://www.meti.go.jp/committee/chuki/kigyoryoku/006_05_00.pdf).
- 中小企業庁 (2013) 「経営者保証に関するガイドライン」の概要 (別紙7) (<http://www.meti.go.jp/press/2013/12/20131213004/20131213004.html>).
- 中小企業の会計に関する検討会 (2012) 「中小企業の会計に関する基本要領」中小企業庁.
- 内閣府 (2012) 内閣府令・経済産業省令第6号「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条第1項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令」内閣府・経済産業省 (<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/2012/0830Kaigai-kaisei.htm>).
- 中島茂幸 (2012) 『中小会社の計算書類と経理実務: 「指針」と「基本要領」』税務経理協会.
- 平松一夫・河崎照行・加藤恵一郎・坂本孝司 (2010) 「シンポジウム 中小企業会計に関する基本方針と税理士の役割」『TKC』第455号, 16-23頁.
- 文部科学省 (2011) 「成長分野等における中核的専門人材等の戦略的推進事業」文部科学

省 (http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1312463.htm).

文部科学省 (2012) 「成長分野等における中核的専門人材養成について—基本方針—」 文

部科学省 (http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1319412.htm).